

# 農地法第18条第6項の規定による通知書

下記土地について賃貸借権の（合意解約・解約の申入れ・更新の拒絶）をしたので、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により通知します。

令和 年 月 日

佐渡市農業委員会 会長 様

●通知者氏名（賃貸人）：  印

●通知者氏名（賃借人）：  印

（注）合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署する。

## 1 賃貸借の当事者の氏名(名称)及び住所

当事者	氏名(名称)	現住所	連絡先
賃貸人			
賃借人		佐渡市	

## 2 土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在	地番	地目		面積㎡	備考
		登記	現況		
佐渡市					

## 3 賃貸借契約の内容(別紙賃貸借契約書写しのとおり)

## 4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

## 5 賃貸借の合意解約、解約の申入れ又は更新拒絶の通知をした日

・賃貸借の解約の申入れをした日 【令和 年 月 日】

・賃貸借の更新拒絶の通知をした日 【令和 年 月 日】

・賃貸借の合意解約の合意が成立した日 【令和 年 月 日】

・賃貸借の合意による解約をした日 【令和 年 月 日】

## 6 土地の引渡し時期

【令和 年 月 日】

## 7 その他参考となるべき事項(解約事由を○で囲んでください)

- ① 自作地とする。
- ② 売買のため。
- ③ 農地転用により農地以外にしたい。(転用目的の売買等を含む)
- ④ 受け手が、高齢化・病気等による。  
(新しい受け手の見込みが→ ある ・ ない )

⑤ 所有者が、別の耕作者に貸付する。

⑥ その他【解約事由：  印】

(記載要領)

- 1 記3については、賃貸借契約書等の写しを添付する。
- 2 記5については、該当事項にその年月日を記入するが、合意解約にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記入すること。

# 農地法第18条第6項の規定による通知書

合意解約は1部提出。

下記土地について賃貸借権の(合意解約・解約の申入れ・更新の拒絶)をしたので、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により通知します。

該当項目を○で囲む。

令和 年 月 日

提出日を記入。

佐渡市農業委員会 会長 様

- 通知者氏名 (賃貸人) 出し手・受け手の氏名・押印 (認印で結構です) ㊞
- 通知者氏名 (賃借人) (必ず自署で願います) ㊞

(注) 合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署する。

## 1 賃貸借の当事者の氏名(名称)及び住所

当事者	氏名(名称)	現住所	連絡先
賃貸人	出し手・受け手の氏名・現住所・電話番号を記入。(必ず自署で願います)		
賃借人			

## 2 土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在	地番	地目		面積㎡	備考
		登記	現況		
佐渡市	合意解約する農地(小作契約していた)を記入。 ※やむを得ない場合を除き、農作業期間中はできるだけ解約をしないようにしてください。				

## 3 賃貸借契約の内容(別紙賃貸借契約書写しのとおり)

解約前の契約期間を記入又は、各筆の契約状況がわかるものを添付。(小作契約の用紙等)

## 4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

記入不要。

## 5 賃貸借の合意解約、解約の申入れ又は更新拒絶の通知をした日

- ・賃貸借の解約の申入れをした日 【令和 年 月 日】
- ・賃貸借の更新拒絶の通知をした日 【令和 年 月 日】
- ・賃貸借の合意解約の合意が成立した日 【令和 年 月 日】
- ・賃貸借の合意による解約をした日 【令和 年 月 日】

## 6 土地の引渡し時期

合意解約の場合は必ず記入。  
「合意が成立した日」と「土地の引渡し時期」の日付は6ヶ月間を過ぎないようにしてください。

## 7 その他参考となるべき事項(解約事由を○で囲んでください)

- ① 自作地とする。必ず記入。①～⑥の中で、該当するものを○で囲む。④に○をつけた場合は、新しい受け手の見込みがある、ないについても必ず○をつけてください。
- ② 売買のため。
- ③ 農地転用により農地以外にしたい。(転用目的の売買等を含む)
- ④ 受け手が、高齢化・病気等による。  
(新しい受け手の見込みが→ ある・ない)
- ⑤ 所有者が、別の耕作者に貸付する。
- ⑥ その他【解約事由: (記載要領)】

- 1 記3については、賃貸借契約書等の写しを添付する。
- 2 記5については、該当事項にその年月日を記入するが、合意解約にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記入すること。

記入例